児童発達支援教室　ミライてらすキッズ相模大野　　虐待防止委員会

（委員会の目的）

第1条　虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援がされ、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

（委員会委員の選出）

第2条　委員は以下のとおりとする。

1）委員長は、白石　恵とする。

2）委員には、児童発達支援管理責任者、苦情受付担当者を加える。

3）委員には、研修委員会、事故防止委員会の委員を 1 名ずつ加える。

4）委員には、必要がある場合に法人役員、第三者委員を加えることができる。

5）委員には、利用者の代表を加えることができる。

（委員会の開催）

第3条　委員会の開催を次のとおりとする。

1）委員会は、年最低 2 回以上開催する。

2）会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

（委員会の実施）

第4条　委員会は次のとおり実施する。

1）職員倫理網領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

2）「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。

3）虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。

4）上記の実施した調査の結果、虐待や虐待のおそれがあるときは、虐待防止受付担当者に報告する。

5）研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止にかかる研修を年 1 回以上行うこととする。

6）事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

7）その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

（委員会の責務）

第5条

1）委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2）委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者自立支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも務めるものとする。

3）委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

4）委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虜のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

（委員会の委員）

（ミライてらすキッズ虐待防止委員会）

委員長：	白石　恵	（児童指導員）
委員：	田中　美香	（児童発達支援管理責任者）
	金子　美穂	（苦情受付担当者・児童指導員）
	柴原　敦子	（保育士）
	田中　伸彦	（代表取締役）